

統計に用いる都道府県の配列順

1 統計に用いる標準地域コード

統計に用いる標準地域コードは、都道府県及び市町村の区域を示す統計情報の表章及び当該情報の相互利用のための基準であり、統計審議会の答申¹「統計に用いる地域コードの標準化について」（昭和44年12月12日統計審議会答申第128号）を踏まえ、告示²で定められました。以後、合併等により市町村等の区域に変更が生じた場合には、その都度、改正が行われています。統計に用いる都道府県コードも、統計に用いる標準地域コードで定められています。

2 統計に用いる都道府県の配列順

前掲の昭和45年の告示が制定される前における統計に用いる都道府県の配列順は、いつ、何によって定められたのかを調べたところ、調べた限りでは、大正13年7月14日付け内閣統計局長発各省次官あて文書「統計製表ニ用ウヘキ地方名排列順序ノ件」³で定められていました。本文をみると「特殊ノ事情アルモノノ外成ルベク之ヲ採用シ」とあり、拘束力の緩いソフトな表現を用いつつも、結語は、「各般統計比較上並執務上ノ便益ヲ図ル様致度」と、その有用性を訴求しているように感じます。

国立公文書館デジタルアーカイブで、その件名を検索したところヒットしませんでした。そこで、検索キーワードを「統計製表」として検索したところ「統計製表ニ使用スヘキ地方名排列順序ニ関スル件」（大正13年7月14日付け内閣統計局長発内務次官あて文書）がヒットしました。当該文書は参考1のとおりで、府県の配列順序は、現行の統計に用いる都道府県コードの配列順と整合していました。

【余談】国立公文書館デジタルアーカイブで「統計製表」を検索したとき、柳沢統計研究所「小票式統計製表法」（大正6年刊行）もヒットしました。もしかしたら、あの有名な俳優の祖先が開発したのではないかと期待も込めてそのタイトルの書名を国立国会図書館デジタルコレクションで検索したところヒットしませんでした。そこで、検索キーワードを「統計製表」として検索したところ柳沢統計研究所「小票式統計製表法」⁴（大正6年刊行）がヒットしました。同書の表紙・目次をみると「小票式」が正しいことがわかりました。調べものをするとき、このように検索キーワードを工夫することで必要な史料にたどりつく場合があることを実感しました。

3 廃藩置県後の府県の配列順

廃藩置県後の明治期における府県の配列順を定めたものとしては、明治4年12月27日（太陰暦）付け太政官布告第687号があります（参考2）。その配列順は、まず、府（東京府、京都府、大阪府）、次に、開港場がある県（現在の神奈川県、兵庫県、長崎県、新潟県）、その次に、関東（現在の埼玉県、群馬県、千葉県、茨城県、栃木県）⇒旧畿内（現在の奈良県ほか）⇒東海道（現在の三重県、愛知県、静岡県、山梨県）⇒東山道（現在の滋賀県、岐阜県、長野県）⇒奥羽（東北6県）⇒北陸道（現在の福井県、石川県、富山県）⇒山陰道（現在の鳥取県、島根県）⇒山陽道（現在の岡山県、広島県、山口県）⇒南海道（現在の和歌山県、四国4県ほか）⇒西海道（九州6県）の各県の順になっています。

4 廃藩置県後の明治期に刊行された統計書における府県の配列順

廃藩置県後の明治初期に刊行された代表的な統計書と前掲の太政官布告第687号における府県の配列順との関係を調べたところ別記のとおりで、同布告との整合性は区々でした。ただ、太政官布告第687号の結語は、「為心得此段相達候也」（心得となし、此段、相達し候なり）とされ、拘束力の緩いソフトな表現のようにも解することができると思います。

5 統計に用いる標準地域コードの重要性

今回の調べもので、統計に用いる都道府県コードなどの統計に用いる標準地域コードによる配列順の基準が、統計情報の表章及び当該情報の相互利用のためにいかに大切であることを改めて実感しました。

また、明治4年の太政官布告については、国民を拘束する命令（結語が「此旨布告候事」やこれに類する表現）か、官庁とその職員に対する訓令（結語が「此旨相達候事」又は「此旨可相心得候事」やこれらに類する表現）…であるかを見極めるべきであること（ちなみに、結語の使い分けが明文化されたのは明治6年太政官布告第254号）を昭和の時代に学んだことを想起しました。

¹「統計に用いる地域コードの標準化について」（昭和44年12月12日統計審議会答申第128号）

²「統計に用いる都道府県等の区域を示す標準コード」（昭和45年4月1日行政管理庁告示第44号）

³「総理府統計局百年史資料集成」（総記 上）189頁

⁴ 国立国会図書館デジタルコレクション（※国立国会図書館／図書館送信参加館限定）で閲覧可能

<https://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/945188/3>

【別記】明治期に刊行された統計書における府県の配列順

| 統計書 | 刊行時期 | 府県の配列順 | 備考 |
|---------------------------|-----------|---|----------------------------------|
| 辛未政表 明治4年【太政官】 | 明治5年刊行 | (府県別の表なし) | 我が国最初の総合統計書 |
| 壬申政表 明治5年【太政官】 | 明治6年刊行 | (2府39県の府県官員表) 京都府と神奈川県との配列順の逆転を除き明治4年太政官布告第687号と整合 | 総合統計書 |
| 日本全国戸籍表 明治5年【内務省戸籍寮】 | 明治10年刊行 | 前掲の太政官布告第687号と整合 | |
| 明治6年日本府県民費表【太政官】 | 明治8年刊行 | 前掲の太政官布告第687号と不整合 | 各府県から毎年太政官に上申された民費調書で、現在の地方税に当たる |
| 使府藩県概表【大蔵省統計寮】 | 明治8年刊行 | 前掲の太政官布告第687号と整合 | |
| (府県物産表) 2府54県物産 明治6年【内務省】 | 明治8年刊行 | 前掲の太政官布告第687号と不整合 | 我が国最初の近代的生産統計 |
| (府県物産表) 3府60県物産 明治7年【内務省】 | 明治8年刊行 | 前掲の太政官布告第687号と整合 | 我が国の近代的生産統計 |
| 全国農産表 明治10年【内務省】 | 明治12年刊行 | 前掲の太政官布告第687号と不整合 | 「府県物産表」は明治10年8月から「農産表」に |
| (参考) | | | |
| 国勢調査報告. 大正9年 府県の部 (巻の配列順) | 昭和2年~4年刊行 | 前掲の太政官布告第687号と整合 | 北海道は左記布告に規定なし |
| 国勢調査報告. 大正9年 全国の部 第1巻~第3巻 | 昭和3年~4年刊行 | 前掲の太政官布告第687号と不整合 (前掲の「統計製表二用ウヘキ地方名排列順序ノ件」(参考1)と整合) | |

参考1 大正13年7月14日付け内閣統計局長発各省次官あて文書「統計製表二用ウヘキ地方名排列順序ノ件」



